

令和 7 年

第 1 回おいらせ町議会定例会

議 案 書

(議会運営委員会発委)

青森県おいらせ町

令和7年 第1回おいらせ町議会定例会議案書 目次

議案番号	件 名	頁
発委第1号	おいらせ町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を 改正する訓令について	3
	以下余白	

発委第 1 号

おいらせ町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令について

おいらせ町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を、おいらせ町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 7 年 3 月 6 日 提出

おいらせ町議会議長 松 林 義 光 様

提出者 おいらせ町議会運営委員長 川 口 弘 治

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の一部施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の改正に伴い、個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和 6 年個人情報保護委員会規則第 4 号）による個人情報の保護に関する法律施行規則の改正に鑑み、所要の改正を行うため提案するものです。

おいらせ町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

おいらせ町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和５年おいらせ町議会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第３条第６号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第７号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第８号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第１０号中「番号」の次に「又は同法第９５条の２第２項第１号の免許情報記録の番号」を加え、同条第１１号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第１４号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第５条第２項中「次に定める」を「次に掲げる」に改める。

第８条第８項第１号中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改め、同項第２号中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第１０条第１項第１号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

第１１条の見出し中「通知」を「際に通知すべき事項」に改める。

様式第１号、様式第１０号及び様式第１６号中「□健康保険被保険者証」を削る。

附 則

（施行期日）

- １ この訓令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（１）第５条第２項の改正規定及び第１１条の見出しの改正規定 公布の日

(2) 第3条第6号から第8号まで、第11号及び第14号並びに第10条第1項第1号並びに様式第1号、様式第10号及び様式第16号の改正規定並びに附則第2項及び第3項の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和6年12月2日）

(3) 第3条第10号の改正規定 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）附則第1条第四号に掲げる規定の施行の日（令和7年3月24日）

（経過措置）

2 この訓令による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この訓令の施行の際現にこの規程による改正前のおいらせ町議会の個人情報保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出される書類は、この訓令による改正後のおいらせ町議会の個人情報保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。

令和7年 第1回おいらせ町議会定例会議案書 添付参考資料

No.	内 容	頁
1	発委第1号関係 おいらせ町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程 新旧対照表 (抜粋)	7

発委第1号関係

おいらせ町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程 新旧対照表(抜粋)

改 正 案	現 行
(個人識別符号) 第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(5) 略 (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する<u>加入者等記号・番号等</u> (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する<u>組合員等記号・番号等</u> (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する<u>被保険者記号・番号等</u> (9) 略 (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号 <u>又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号</u> (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する<u>組合員等記号・番号等</u> (12)・(13) 略 (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する<u>被保険者番号等</u> (15)～(17) 略	(個人識別符号) 第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(5) 略 (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する<u>保険者番号及び加入者等記号・番号</u> (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u> (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び被保険者記号・番号</u> (9) 略 (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号 (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する<u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u> (12)・(13) 略 (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び被保険者番号</u> (15)～(17) 略

改 正 案	現 行
(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの) 第5条 略 2 議長は、条例第11条本文の規定により通知する場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、<u>次に掲げる</u>事項を通知しなければならない。 (個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第8条 略 2～7 略 8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。 (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与<u>若しくは報酬若しくは福利厚生</u>に関する事項<u>又は</u>これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。） ア・イ 略 (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与<u>若しくは報酬若しくは福利厚生</u>に関する事項<u>又は</u>これらに準ずる事項を記録するもの 9 略 (開示請求等における本人確認手続等)	(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの) 第5条 略 2 議長は、条例第11条本文の規定により通知する場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、<u>次に定める</u>事項を通知しなければならない。 (個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第8条 略 2～7 略 8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。 (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与<u>又は報酬、福利厚生</u>に関する事項<u>その他</u>これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。） ア・イ 略 (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与<u>又は報酬、福利厚生</u>に関する事項<u>その他</u>これらに準ずる事項を記録するもの 9 略 (開示請求等における本人確認手続等)

改 正 案	現 行
第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。 (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの (2) 略 2～5 略 （開示決定等の<u>際に通知すべき事項</u>） 第11条 略 様式第1号（第9条関係） 表面 略	第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。 (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、<u>健康保険の被保険者証</u>、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの (2) 略 2～5 略 （開示決定等の<u>通知</u>） 第11条 略 様式第1号（第9条関係） 表面 略

現 行

4. 本人確認等

ア 開示請求者 □本人 □法定代理人 □任意代理人

イ 請求者本人確認書類
□運転免許証 **□健康保険被保険者証**
□個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
□その他（ ）
※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）
（ア）本人の状況 □未成年者（ ）年 月 日生 □成年被後見人
□任意代理人委任者
（ふりがな）
（イ）本人の氏名 _____
（ウ）本人の住所又は居所 _____

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 □委任状 □その他（ ）

様式第10号（第18条関係）

様式第10号 訂正請求書

訂正請求書

年 月 日

議長 宛て

(ふりがな)

氏 名

住所又は居所

〒

TEL

()

おいらせ町議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第〇号)第32条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号: 日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1. 訂正請求者 ☐本人 ☐法定代理人 ☐任意代理人

2. 請求者本人確認書類

☐運転免許証

☒**地方自治法第214条第2項**

☐個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)

裏面 略

様式第16号(第23条関係)

改正案	現行												
様式第16号 利用停止請求書 利用停止請求書 年 月 日 議 長 宛て (ふりがな) 氏 名 _____ 住所又は居所 〒 _____ TEL. (_____) _____ おいらせ町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第〇号）第39条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。 <table><tr><td>訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</td><td>開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等</td></tr><tr><td>利用停止請求の趣旨及び理由</td><td>(趣旨) ☐第1号該当 → ☐利用の停止、☐消去 ☐第2号該当 → 提供の停止 (理由)</td></tr></table> 1. 訂正請求者 ☐本人 ☐法定代理人 任意代理人 2. 請求者本人確認書類 ☐運転免許証 ☐個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) ☐在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 裏面 略	訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) ☐ 第1号該当 → ☐ 利用の停止、 ☐ 消去 ☐ 第2号該当 → 提供の停止 (理由)	様式第16号 利用停止請求書 利用停止請求書 年 月 日 議 長 宛て (ふりがな) 氏 名 _____ 住所又は居所 〒 _____ TEL. (_____) _____ おいらせ町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第〇号）第39条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。 <table><tr><td>訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</td><td>開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等</td></tr><tr><td>利用停止請求の趣旨及び理由</td><td>(趣旨) ☐第1号該当 → ☐利用の停止、☐消去 ☐第2号該当 → 提供の停止 (理由)</td></tr></table> 1. 訂正請求者 ☐本人 ☐法定代理人 任意代理人 2. 請求者本人確認書類 ☐運転免許証 ☒海陸空鉄道旅客証 ☐個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) ☐在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 裏面 略	訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) ☐ 第1号該当 → ☐ 利用の停止、 ☐ 消去 ☐ 第2号該当 → 提供の停止 (理由)
訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日												
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等												
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) ☐ 第1号該当 → ☐ 利用の停止、 ☐ 消去 ☐ 第2号該当 → 提供の停止 (理由)												
訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日												
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等												
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) ☐ 第1号該当 → ☐ 利用の停止、 ☐ 消去 ☐ 第2号該当 → 提供の停止 (理由)												